

ノリ養殖についても、漁協による漁場改善計画の策定と着実な実施を指導し、環境に配慮した養殖を推進する。

さらに、各種養殖用資材の選定・使用に当たっては、環境への十分な配慮がなされるよう努める。

(二) その他

- ① 窒素、りん等に係る削減指導方針の策定等
 海域全体から陸域にわたる詳細な実態調査や関係機関・関係事業者等との協議を踏まえ、富栄養化の要因物質（窒素、りん等）の計画的削減のための総合的な指導方針について、関係県と連携して策定する。また、汚濁負荷の実態を踏まえ、新たな総量削減の方策の検討を進めるものとする。
- ② 直接浄化施設及び面源負荷対策
 有明海及び八代海に流入する河川等を通じて流入する汚濁負荷削減のため、これまで設置した河川等における直接浄化施設の適切な維持管理及び改良に努めるとともに、必要に応じて新たな直接浄化施設の整備等による浄化対策についても検討する。また、下水道等による市街地における面源負荷対策[※]についても検討を進めるものとする。

(2) 海域等の直接浄化対策

(イ) 漂流物の除去等

海上に浮遊し、あるいは海浜に漂着するごみ、油等については、国の調査観測兼清掃船等を積極的に活用して回収処理を推進する。

また、海面、海浜及び河川におけるごみ等の投棄を防止するため、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）、港則法（昭和23年法律第174号）、河川法（昭和39年法律第167号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等に基づく規制の徹底と監視取締りの強化を図る。あわせて、市町村や流域住民と連携した県民運動の展開等により、住民参加による清掃活動の実施を図るとともに、広報活動等を通じ、県民の美化意識の向上に努めるものとする。

さらに、廃プラスチック等の浮遊・漂着ごみについては、汚染の実態把握及び防止対策に努めるものとする。

(ロ) 覆土・しゅんせつ等による底質の改善

汚泥等がたい積している海域においては、底泥からの栄養塩類等の溶出を抑制するため、覆土^{※9}、しゅんせつ等の対策を推進する。また、必要に応じて海底の耕うん等の対策を行う。

(3) その他

(イ) 有害化学物質等の規制及び把握等

水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）及び熊本県地下水保全条例（平成2年条例第52号）に基づく排水規制と有害化学物質の適正な使用管理の徹底を図るとともに、環境基準を超える底質についてしゅんせつ等の対策を講じることにより、有害化学物質等に係る水質及び水底の底質の環境基準の達成を図るものとする。

また、有害性のある化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）及び熊本県地下水保全条例に基づき、排出量の把握・管理を促進するものとする。

(ロ) 水質等の監視測定

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の状況等を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、水質の監視測定施設、設備の整備及び監視体制の拡充に努めるとともに、国の調査観測兼清掃船の活用を図るものとする。

また、海域の環境変化を把握し、その要因を究明するため、水質等の調査方法について、関係県等との連携を図りながら、富栄養化の指標となる調査項目の追加や、生物環境の視点からの生物指標の検討等により改善を図るものとする。

ロ 干潟等の浄化機能の維持及び向上に関する事項

藻場・干潟は、海生生物の繁殖・生育・採餌・移動分散の場として生物の多様性を保全する機能や海域の水質浄化機能等重要な役割を果たしている。また、有明海及び八代海の干潟等は水鳥類の渡りの中継地等ともなっている。

沿岸域の埋立て等の開発行為や環境の変化等により、藻場・干潟の面積が減少していることから、藻場・干潟を保全するため以下のような取組みを進めていく。

・ 保護水面の指定及び藻場の造成等

藻場・干潟の箇所別等の評価を行い、特に重要な藻場・干潟については、区域内における水産動植物の採捕、工事や土砂の採取等が制限される保護水面の指定等により保護していくものとする。

また、藻場の回復を図るため、沿岸域において海藻等の基盤となるブロック等を設置し藻場の造成に取り組むとともに、大型海藻類等を対象とした効率的な藻場造成手法の開発試験を実施し、早急に造成技術の確立を図るものとする。

・ 自然環境保全条例（昭和48年条例第50号）に基づく自然環境保全地域の指定等の検討

自然環境保全地域内では水面の埋立て又は干拓、土石の採取など一定の行為を行う場合は、許可又は届出が必要となり、開発が抑制される。今後、指定の要件に適合する水域についても指定の検討を進めるとともに、干潟等の消失等の状況に応じ